

宇都宮市上下水道局告示第19号

公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月2日

宇都宮市上下水道事業管理者 津田 昌利

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名 水道施設再構築基本構想策定業務委託
- (2) 業務委託場所 宇都宮市
- (3) 業務委託の概要
 - ア 水道施設再構築基本構想策定業務
 - イ 認可申請書作成業務
- (4) 委託期間 契約締結日から平成28年3月10日まで
- (5) 企画提案上限額 53,384,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

参加申請書の提出から契約候補者の決定までの間において下記の要件を満たしていること。

(1) 会社要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)（以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- イ 自治令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- エ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。
- オ 平成27・28年度宇都宮市入札参加資格者名簿に「土木関係建設コンサルタント業務」の業種で登録されている者。
- カ 平成22年4月以降に完了した、日本国内の給水人口20万人以上の水道事業を対象

とした、本業務と類似した基本構想又は基本計画の策定等に係る業務の元請実績があること。

キ 平成22年4月以降に完了した、日本国内の厚生労働大臣認可の水道事業を対象とした、認可申請（軽微な変更を含む）書作成業務の元請実績があること。

(2) 技術者要件

業務主任技術者及び照査技術者については、下記の資格を有するものを各1名、また、基本構想と認可申請のそれぞれの業務を担当する、担当技術者（基本構想策定業務）1名、担当技術者（認可申請書作成業務）1名を配置すること。

ア 業務主任技術者：技術士（総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門）又は R C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者。

イ 照査技術者：技術士（総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門）又は R C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者。

3 参加するものに必要な資格の審査

このプロポーザルに参加するものに必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、募集要項による。

4 参加申請関係書類の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間及び方法

ア 平成27年4月2日（木）から平成27年4月16日（木）まで（市の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く。）

イ 持参により宇都宮市上下水道局企業総務課管理契約グループへ提出すること。

5 提案書の提出期間及び方法

(1) 提出期間及び方法

ア 平成27年4月22日（水）から平成27年5月7日（木）まで（市の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く。）

イ 持参により宇都宮市上下水道局企業総務課管理契約グループへ提出すること。

6 提案内容の評価

提出された提案書及び提案内容のプレゼンテーション等により評価する。

7 その他

(1) 提案にかかる費用等は、すべて提案者の負担とする。

(2) その他詳細は募集要項、要求水準書による。